

幕末期萩藩財政史研究序説

田中 誠 二

はじめに

本稿は、幕末期の萩藩財政を、和市変動と撫育方・諸役所修補銀などの特別会計に注意しながら、具体的に明らかにしようとするものである。これまで後期の藩財政、前期の藩財政、中期の藩財政について分析を進め、一段落したところで、藩財政の着地点である幕末・維新期のそれに踏み込もうというわけである。最近手がけた中期の分析では、藩財政は貨幣改鑄・藩札の再発行による激しい和市変動の影響を受けたことが明らかとなった。幕末期はそれ以上に和市変動の激しかった時期であり、この要素抜きでは藩財政のありように迫れない。天保財政改革で一旦凍結ないし縮小を余儀なくされた撫育銀・諸役所修補銀・返済方といった特別会計が、その後どうなっていたのかの解明も必要である。

これまでの研究史では、三坂圭治の『萩藩の財政と撫育制度^②』があげられるが、幕末・維新期の戦費、とりわけ軍艦・銃の購入費のほとんどは撫育方の資金で賄われたとするもので、撫育制度礼賛の根拠としている。最近の伊藤昭弘の研究^③では、後期の萩藩財政は特

別会計を含めると豊かであったとし、所帯方の利権の拡大を強調している。また、萩藩（長州藩）幕末・維新期の研究は、やはり政治史を中心としており、その背景をなす藩財政の研究は依然として手薄である。

そこで本稿の課題は、和市変動と特別会計に注意しつつ、具体的に幕末期の萩藩財政を解明し、この期のそれについての一定度の見通しを得ようとするものである。天保財政改革で一旦凍結ないし縮小された撫育銀・諸役所修補銀および藩札は、何時どのようにして解き放たれたのか。また幕末・維新期の膨大な戦費は、どのようにして賄われたのかの一端を解明する課題もある。なお、萩藩財政の財源の二大柱（米・紙）の一方である紙については、別稿「萩藩後期の山代紙^④」を用意しているので、あわせ参照されたい。

一 幕末期藩財政の概要

幕末期の藩財政を概観するにあたって、まずその直接の前提となる天保財政改革から見ることにしよう。

天保財政改革の本格的に始まった天保十一年（一八四〇）から、廢藩置県の明治四年（一八七二）までの、藩借銀・家中馳走米・地下馳走米・領内米価の変遷をまとめたのが、表（1）である。藩借銀は、天保九年のピーク時に九万二〇二六貫目あったものが、主として藩借銀の公内借捌きによって、五万一四〇三貫目にまで減少し、家臣内借の二万五八四〇貫目を藩借銀として肩代り（御家来中内借御納替元銀御借銀帳入）したこともあって、六万貫目台に落ち着いた。公内借捌きとは、家臣借銀の公借（藩からの借銀）と内借（町人などからの借銀）を利下げ・年延べするもので、元禄八年（一六九五）仕組を嚆矢とし、天保十四年・弘化元年（一八四四）のそれがもっとも極端なものである。利子を年三％に下げ（利下げ）、元銀は三七年後に皆済する（年延べ）、という内容である。家臣の公借は、翌年帳消しとなった。

表（1） 借銀・馳走米・米価の推移

年次	十二支	借銀 (貫目)	家中 馳走 (石)	地下 馳走 (升)	御買米 値段南石 (石別匁)	備考
天保11	子	85252.5	18	4.5	73.9	3年間2石返石令。撫育方馳走米（18石・4.5升で6682石）を3年間本勘へ。地江戸修甫銀立出。暴風雨洪水。
天保12	丑	67636.0	15		91.7	今来年3石増返石で、15石懸かり。
天保13	寅	63210.0	13		72.2	7石有免。惠銀100匁。来年御手当操練。役人役料文政6よりの5歩引を3歩引に。「不図も当年御積外少々御甘出来。秋作豊熟。淫祠解除を令す。
天保14	卯	51403.0	13		86.9	公内借捌（元銀1貫目に年30匁、37年納入）。
弘化1	辰	64721.0	13		81.3	内15840貫目は、御家来中内借御納替元銀御借銀帳入。惠銀1貫目、「右者偏ニ外寇の御備片時茂難被差延」。「公借之儀ハ悉ク被捨下」。「追々御所帯御練巻も相調候」。
弘化2	巳	63794.0	13	3.5	98.4	
弘化3	午	63425.5	13	3.5	82.0	5年間13石懸かり令。旅役勘渡和石2石から1.8石替に（嘉永2暮まで）。明倫館再修申付。「御借財過半御納細メニ相成候」。「至于今又々御借財相増」。益田元宜当職再々役。
弘化4	未	62476.8	13		94.0	「近年米価御売揚り之甘きを以、真之棚合ニ而御間を候次第」。「両三年之内ニ者相弛ミ」。
嘉永1	申	58579.8	13		87.7	大坂城手伝普請。
嘉永2	酉		13		114.2	旅役勘渡和石さらに戌より子暮まで1.8石替。
嘉永3	戌		20		175.1	「非常之洪水」。両度の天災。風水之損も。「米穀其外諸物の価昔年二倍し、世上一統令難渡候」。他国米買入。役料5歩引に。惠銀100匁（420～430貫目の内撫育銀290貫目）。
嘉永4	亥	60000.0	18		84.5	10月5日、半知のころ今来年18石懸かり。藩借銀「新古取合六万貫余ニ相成候」。
嘉永5	子		18		93.9	旅役勘渡は、3カ年和石1.8石替のままとする。大坂米売払値段石別111匁9分2厘。
嘉永6	丑		18		97.6	洪水干魃損害。江戸城西丸宮總助役。ペリー来航、大森ついで相州警衛（11月3日）を命ぜらる。1匁=64匁、1匁=100匁の和石で手元銀を金子でもって救済。
安政1	寅		15		85.3	閏7月13日非常之仕組を令す。8月5カ年半知を命ず。当年だけ5石返石。「此度御國中御根積改正被仰付候、五万三千石余永否其外ニ而御所務落ニ相成、地江戸之御通り方量入為出之御制度難被相調」、「御居形を茂被為引替」。「諸部奇寄判被仰付地下役ニ至迄減少」。
安政2	卯		20		70.9	4月25日仕組中公内借捌（公内借一統元米銀調延引、加詰五朱利調被仰付候事）。江戸大地震。桜田・葛飾屋敷大破。「江戸方御請物三ヶ一を常用とし、其二ツを以海防御用途ニ被差出候」。「以來十萬石以下之通り方申付、偏ニ文武興隆異賊防禦を主とし」。
安政3	辰		18		82.2	11月2石返石を命ず。「去冬江戸表未曾有之地震ニ而、又々当秋大風高潮ニ而増強之大破」。嘉永3年に米切手相場所を差し止めたが、売買方不融通のため今回差し許す。
安政4	巳		18		108.7	「累年所帯難洪之折柄、近來國中天災之損失、且相模国御備場御委任、加之江戸表震災暴風等打統、所帯向必至差詰候」。8月2石返石。
安政5	午		15		140.3	備場を兵庫に所替。8月15石懸かりを命ず。
安政6	未		15		125.0	5石返石、5年間（文久2年まで）。殿様御昇進。御手元銀から高100石に銀100匁の御恵。
万延1	申		15		158.0	
文久1	酉		15		129.7	
文久2	戌		15		149.0	参勤交代制を緩和。女儀方帰国。
文久3	亥				146.2	4月山口移鎮。5月10日攘夷決行。5月26日御家来中の土着を命ず。8月18日の政変。
元治1	子		17	4.0	147.3	7月「時勢切迫ニ付而者、馳走之出来差止め、知行相持候而軍勘渡置石之仕組被申付候条、追々申聞せ候通弥以武備一途ニ心を委」。7月19日禁門の変。8月5日四カ国連合艦隊下関砲撃。11月7日幕藩恭順を表明。12月16日高杉ら挙兵。
慶応1	丑				258.4	
慶応2	寅				507.6	
慶応3	卯				384.6	
明治1	辰				321.5	
明治2	巳		17		617.3	6月17日版籍奉還。10月采地返上（藩士給禄高1000石以上10分の1、同1000石以下半100石）。9月「当年之議ハ、行形之通高百石ニ付十七石掛之御馳走被為受候」。
明治3	午			4.0	363.6	
明治4	未			3.0	264.6	7月14日廢藩置県。

出典：益田家文書19-93「御借銀高付抜」。同53-31「御馳走押シ并御借銀高」。同51-242「御借銀納込之覚」。毛利家文庫法令92「御黒印御書附御張紙控」。同法令160「御書附控」同政理320「財政史料」。同政理163「財政御仕組事材料抜写」。県庁旧藩812「宝永元年ヨリ御米御買直段」。

ちなみに当職・当役を勤め、天保改革の立役者であった益田元宣の天保十四年五月時点での公内借は、二二九〇貫目にも及び、公借は所帯方・代官所・差引方・御惱借方・御撫育方、内借は萩町人の小林喜兵衛・田村金右衛門から借りたものであった⁷⁾。

一方藩借銀とは、所帯方の借銀帳に登載されたものをいい、内借（大坂・国元の御用達ほかからの借銀）のほか、公借（札座・御惱借方・御撫育方・御納戸銀・諸役所修補銀などの身内借）を大量に含んでいる。とくに公借を帳消し・凍結（無利元居）・準凍結（元利留）にしたことが特筆すべきことで、内借についても家臣借銀の捌きと同じ手法が用いられている。これは前稿でも述べたように、所帯方借銀＝藩借銀の公内借捌きというべきであり、天保財政改革の核心部分である⁸⁾。この結果を示すのが、表（2）の弘化四年時点の藩借銀の内容である⁹⁾。借銀額の減少もさることながら、天保九年の利且納返済予定一万二一七五貫目、天保十一年の同六四六八貫目と比較すると、利且納合計一五三五貫目は画的に軽減されている。利且納とは、利子・元銀の年賦返済を指す。

萩藩借銀は、文政五年（一八二二）に五万貫目に達し、天保元年（一八三〇）六万貫目台、天保二年七万貫目、天保三年八万貫目台、天保九年にはそれまでで最大の九万二〇〇〇貫目余となった。それともなつて、家臣馳走米は文政七年から天保十年まで半知（高一〇〇石に四ツ物成四〇石とみて、その内半分の米二〇石懸かり）を基調とし、百姓馳走米は四升五合から五升（高一石に米五升は正租

の二・五%増に当たる）を基調とした。藩借銀は、

家臣と百姓からの馳走米でもって返済するという作法が宝暦改革期にでき、天保九年には借銀返済方（特別会計）を設置して返済にあたった。馳走米の限界値でみると、家臣

半知馳走米約六万五〇〇〇石と百姓石別五升馳走米約三万五〇〇〇石で、約一〇万石の米が得られる。半知二〇石懸かりの内五石の旅役出米（一万六五〇〇石）は旅役勘渡（出張旅費の支給）に充てられるので、残る八万三五〇〇石が借銀返済に廻し得る。文政期後半から天保期は、藩財政にとってのみならず、家臣・百姓にとつても、

表（2）弘化四年借銀表

無利元居・元利留・元居利払之部		
項目	借銀高(貫目)	備 考
無利元居	19999.700	札座銀・入石銀・撫育方・古御小納戸銀
元利留	10384.700	古上々様方御小納戸銀并江戸方銀・御救恵引当銀利倍之分
元居利払	3107.700	清徳院様上々様方江遺金・大坂預納堂其外・大到来方其外諸仕組銀
小計	33492.100	元居利払の利息140.45貫目（平均4.5%）。
年賦借之部		
加嶋屋久右衛門	657.900	此利13.15貫目（2%）、30カ年目皆済。
大坂御用達中	3849.000	此利115.47貫目（3%）。
大坂御用達中	542.890	此利19貫目（3.5%）。
大坂御用達中	2000.000	此利且納330貫目（6.5%）、10カ年目皆済。
大坂当用借	500.000	此利32.5貫目（6.5%）、11カ年目皆済。
大坂御屋敷買入	2200.000	此利88.2貫目（4%）。
紙屋中	300.000	此利且納112貫目（4%）。
馬喰町（幕府）	446.700	此且納48貫目、10カ年賦。
御家来借御納替	12432.950	此納393.89貫目（3.2%）、31カ年目皆済。
熊谷五右衛門	2129.260	此且納47.03貫目（2.2%）、45カ年目皆済。
修甫永納元居、元居出米、熊谷九百貫目、国分寺	3926.130	此利196.3貫目（5%）。
小計	28984.830	此利且納合計1395.54貫目。
二部惣合		
惣合	62476.530	二部利且納合計1535.99貫目。

註：ほかに別擲返済之部として熊谷五右衛門累利銀2766.5貫目があり、「右累利之儀八元銀御納方皆済之上、当年より四拾五ヶ年経二而道付被仰付候付、御借銀高を差除候事」。
出典：益田家文書51-21「弘化四年借銀」。

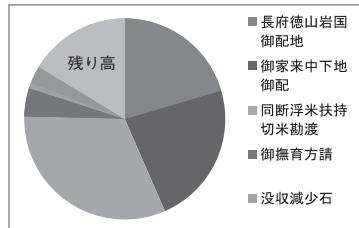
最大の逼迫期であったのである。藩借銀を撫育銀（特別会計）の放出によって減らし、家臣馳走米を一〇石懸かり、地下馳走米を三升懸かりに宥免した藩主斉房の故実にならって（清風はこれを「永久の目安」と呼んだ）、藩借銀を減らすことで、家臣馳走米一三石懸かり、地下馳走米三升五合懸かりを実現した。

天保改革の本勘（一般会計）予算大綱は、表（3）のとおりである^⑩。この予算大綱は、文政四年（二八二二）のそれをそのまま継承しており、予算としての新味はないが、幕末までを規定する重要なものである。石高は宝暦検地によるもので、支藩領・家臣の地方知行分、同浮米・切米・扶持米支給分（いわゆる蔵米支給分）を石高に換算したもの・撫育方（特別会計四万四一四石）・諸引方（永否¹¹荒地ほかの年貢控除高）ほかを差し引いた残高（課税基準高）が、一四万六一六一石である。この残高に四ツ物成が本所務（正租）であり、そっくり江戸方請（江戸藩邸予算二二九五・九貫目）に充てられる。一方小物成と称される付加税・雑税は、地方請（国元予算一四九四・三貫目）に充てられる。本勘（一般会計）予算の総額は、江戸方請・地方請合計の三七九〇貫目であり、江戸方請と地方請の

比は、六対四である。天保十一年時点の藩借銀は八万五二五二・五貫目で、本勘予算の二二・五年分に相当する。この借銀の返済額は一年で六四六八貫目、それに家臣旅役勘渡（出張旅費の支給）八六五貫目を加えて七三三三貫目が必要である。藩借銀の返済と旅役勘渡は、家臣馳走米と地下馳走米を充てる作法であったから、半知・

表（3）天保11年予算大綱「御両国御物成目安」（天保11年7月13日）

項目	占有率(%)	石高(石)
惣高	100.0%	895158
内		
長府徳山岩国御配地	20.4%	183022
御家来中下地御配	23.0%	205557
同断浮米扶持切米勘渡	31.9%	285468
御撫育方請	4.6%	41414
没収減少石	0.8%	7471
御蔵入諸引方	2.9%	26062
残り高	16.3%	146161



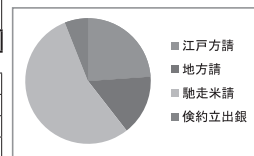
項目	物成米(石)	物成銀(貫目)	備考
本所務	28518	870.0	60.6%
小物成	13826	803.0	39.4%
米銀合		3790.0	1石=50匁和市
内			
江戸方請		2295.9	60.6%
地方請		1494.3	39.4%

項目	金額(貫目)	備考
天保11年御借銀高	85252.5	
同上利且納	6468.0	借銀高の7.6%に当たる。
御家来中旅役勘渡	865.0	
私小計	7333.0	

項目	金額(貫目)	備考
利且納・旅役勘渡江対し御家来中半知・地下石五升馳走米	5243.9	1石=50匁和市にして米104878石。
地江戸是迄之儉約建二而立出銀	575.4	
請小計	5819.3	

項目	金額(貫目)	備考
馳走米請私不足銀	1513.7	
山代・阿武郡・美祿郡当子歳仕組入目	900.0	
定御臨時銀当年諸郡洪水其外諸悉皆之御臨時銀引当	1000.0	
当子歳之御不足銀小計	3413.7	此分御引当無之

項目	比率	金額(貫目)
江戸方請	23.9%	2295.9
地方請	15.6%	1494.3
馳走米請	54.6%	5243.9
儉約立出銀	6.0%	575.4



出典：毛利家文庫政理140「流弊改正控」。

石別五升の馳走米で得られる一〇万石を充て、さらに江戸方・地方の儉約での出銀を充てる。それでも一五一三・七貫目の不足となり、困窮三宰判仕組と臨時銀も合わせると三四一三貫目も不足する。本勘（一般会計）と借銀返済方（特別会計）両方を合わせた請のなかで、馳走米請が五四・六%を占める。

つぎに予算大綱が改定されるのは、嘉永四年（一八五一）であり、表（4）に示した^⑪。この改正が幕末期の直接の前提となる。もつとも変わったのは諸引方（年貢控除高）であり、二万七五七五石も増えている。これは前年嘉永三年の大洪水によって、荒地が激増したためである。家臣馳走米も、嘉永三年にそれまでの一三三石懸かりから半知に転落している。この予算大綱をもとにした請払が、表（5）である。江戸方請は米五九三三石余・銀一七九四貫目余で、二石替え（米一石〓五〇匁）にして二〇九一・三三六貫目（二〇四貫目余の減）となった。地方請も、一一七〇貫目余（三三三貫目余の減）に減少した。

この予算大綱は、安政期にもそのまま持ち越される。安政五年「御本勘米銀払物付抜」^⑬によれば、江戸方請は、一七九四貫目余・米五九三三石（現米渡し）と変わっておらず、地方請は一一二八貫目余と少し減少しており、本勘全体の請払は五九一・九二貫目の不足（赤

表（4） 嘉永4年改正石高・配高覚

項目	石高(石)	備考
惣高	895882.69580	
内		
長府・徳山・岩国領	183022.00000	
御家來中并寺社家其外下地御配之分	200037.66572	
永否・土手代・溝代并御高札場・御蔵床・庄屋畔頭給其外諸除之分（蔵入諸引方）	53637.35950	
現残高	459185.67058	田高371913.90213石（81%）、畠高87271.76845石。
内		
御家來中并寺社家其外浮米を以御配之分	267640.48160	
御撫育方請之分	40162.43000	
没収減少石勘文方請之分	9052.81927	
大坂借二付減少石御惱借方請之分	21270.28855	
尚残江戸方請之分	121059.65116	

右嘉永四亥年改
出典：益田家文書51-333「嘉永四年改御石高御配差引之覚」。

表（5） 嘉永4年改正御所務米銀請払差引

項目	米(石)	銀(貫目)	備考
田畠御物成諸浮役其外之分	154914.22806	1072.153792	
御紙御売上り銀・酒場和市達銀・榎板場御運上銀其外敷廉小物成請之分	14188.00033	703.231199	
現米銀合	169102.22839	1775.384991	
内			
御家來中并寺社家其外浮米御配之分	101447.97359	171.219381	
御撫育方御引渡之分	17131.73877	49.060325	
没収減少石之内御加恩残り并三ヶ壺方御引除にして御返済方勘文方江渡方之分	3621.12770		
大坂借二付減少石御惱借方江同断	8508.11542		
江戸方請御所務御表を始上々様方御仕渡其外於江戸方御払相成分	5933.15200	1794.672852	
諸郡より上納之鶴雁其外敷廉上納物々江対代米銀被立下分	67.35000	49.654640	
御国中檢見落・破難船捨り米等御引当	4000.00000		
合	140709.45748	2064.607198	
残米銀	28392.77091	-289.222208	残り米貳石替銀にして不足銀償之
弥残銀		1130.416337	
外二足輕以下旅役銀御引当トして御返済方より請方之分		40.000000	
以上此銀小物成与相唱地方請にして諸悉皆御払引当被仰付候事		1170.416337	内282.604貫目余は御臨時4分の1

右御本勘御根積嘉永四亥御改被仰付分、当時増減茂有之候得共、都合前書之目安を以、年々請払仕詰差出候事
出典：益田家文書51-333-2「御所務米銀請払差引」。

字）となっている。萩藩財政の二大柱は、米と紙であったが、山代を中心とする諸郡の紙が衰退し、文政四年予算大綱で「御紙売上り銀」（紙売却益であり、地方請小物成の一つである）二九七貫目余あつたものが、一九三・七一貫目に減少している。「諸郡御紙御仕入米」（地

元に投下する米で定和市による)は、一万七三四三石もある。さらに万延元年(一八六〇)の諸郡紙「損徳差引書」¹⁵⁾によれば、紙仕入米定和市が二石五斗替え(米一石〇四〇匁)のままであるのに、大坂売却米値段一二二匁との間に間欠銀(逆鞘)が出、紙値段の低迷(半紙一九〇八〇八〇二五匁)も加わって、諸郡紙は五二〇貫目もの損銀が出る有様であった。なお、後期の山代紙については、別稿を参照されたい。¹⁶⁾

ここで、大坂御用達からの借銀を追ってみよう。前掲の弘化四年借銀表(2)年賦借の部の三項目について、嘉永六丑年五月「年賦組変」を申し入れた。つぎのようにいう。¹⁷⁾

覚

一銀三千八百四拾九貫目

但、利足年三朱、去子年迄元居利払、当丑年より十ヶ年賦調之分、来ル戌年迄十ヶ年之間元居利払、十一ヶ年目亥年ニ至リ是迄之御約定通十ヶ年賦ニして御返済可致候事

一同五百四拾貳貫八百目余

但、利足年三朱半、去子年迄元居利払、当丑より五ヶ年賦之分、来ル戌年迄同断

(中略)

一銀六百五十七貫五百目余

但、利足年貳朱、去子年迄元居利払、当丑より八ヶ年賦調之分、来ル戌年迄拾ヶ年之間元居利払、拾壹ヶ年目亥年ニ至リ是

迄之御約定通、貳朱利八ヶ年賦ニして御返済可致候事

三八四九貫目の分は、元を辿れば天保十一年(一八四〇)に年利三%に利下げ、五カ年元居(元銀部分は払わず利子分のみを払う)、弘化二年(一八四五)から一〇年賦という条件だったものを、弘化二年に嘉永五年(一八五二)まで年延べをしてほしいという。これをさらに文久二年(一八六二)まで年延べをしてほしいという。

五四二貫八百目の分は、天保十一年から一〇年賦のうちの残りを、弘化二年に嘉永五年まで年延べ、嘉永六年より五カ年賦としていたものである。これを文久二年まで年延べ。

六五七貫五〇〇匁の分は、萩藩大坂御用達を中心加嶋屋久右衛門から借りていたもので、天保十年から一〇年元居利払、八年賦としていたものを、弘化二年に一〇年の年延べにしていたものである。これをさらに一〇年の年延べにしてほしいという。前二者は塩屋・鴻池三家・加嶋屋二家から、後者は加嶋屋久右衛門からの借銀であり、それぞれこの「年賦組変」を洪々「御請」した。

同じ嘉永六年の六月三日、ペリーが浦賀に来航した。萩藩は、幕府から大森ついで相州警衛を命ぜられた。翌安政元年(一八五四)九月十三日に「非常之御仕組」を決定し、これまでの経緯を踏まえてつぎのようにいう。¹⁸⁾

去夏亞墨利加船渡来ニ付而者、大森へ為警固御人数被差出、引続相模国御備場御委任一条大段之御入目ニ而、差向所者江戸・大坂其外御調達銀を以御凌方相成候得共、往々御持続之御目途

も無之、元來御地不足之御所帯向へ相添、新古御借銀之御納方等相束候而者不容易御事ニ而、私役座ニおゐても御繰卷之絶手段、当惑仕候、加之今般御國中御根積改正被仰付候処、惣御高之内文政度之御積前、永否・石下等ニ而三万石之御所務劣ニ有之候処、猶又此御改ニ而式万石余相加、都合五万三千石余之儀請劣と相成、何共恐入候次第第二御座候、是迄者諸御配地其外差引残り拾四万石余之御物成、銀單にして式千式百九拾貫目余之辻江戸へ引渡相成來候処、前断御所務劣ニ付、向後者拾式万余之外相備不申、此御物成銀單にして千八百貫目余と相成、此辻を以御表をはじめ、上々様方御遣用其外諸悉皆御払出被仰付、是非共量入為出之御制度を以御通り方不被為成而ハ不相濟、依之此度於御表ニも非常之御仕組被仰出、諸事御直裁同様被遊御

驅引、云々

ペリー來航により、大森ついで相州警衛を命ぜられ、当年は大坂新借二〇〇貫目（月別六朱一〇年賦）などで凌いでいるが、もと「御地不足」（領知に比して家臣団数が過大で藩財政に充てる財源が不足していることをいう）の財政に大きな新古借銀を抱えている。前述した嘉永四年の予算大綱改正にもふれ、天保改革時の「量入為出」（収入に見合った支出をする）の方針に立ち返って「非常之御仕組」をするというのである。「無余儀当年より往五ヶ年之間、御家來中并農民共より増出米被為請」と、五力年半知（地下馳走米は石別四升か）を命じた。「上々様方御仕渡銀」（藩主とその係累へ

の配当）も、それまでの三割引きから五割引きへと減額した。

安政二年には、「江戸方御請物三ヶ一を常用とし、其二ツを以海防御用途ニ被差出候」、「以來十萬石以下之通り方申付、偏ニ文武興隆異賊防禦を主と」するという。「十萬石以下之通り方」とは、表高三六萬九四一石の大名の「御居形」（おいかた、つまり暮らし向き・格式）ではなく、一〇萬石以下の大名の格式とするというのである。これは、初めて半知の馳走を課した宝永元年（一七〇四）、つまり一五〇年前の故実を持ち出したものである。また、半知の馳走に喘ぐ家臣団を氣遣つて、家臣借銀の公内借捌きを命じた。仕組期間中は、「公内借一統元米銀調延引、加詰五朱利調」、つまり元居・年利五%への利下げを命じたのである。同年江戸大地震によって、上屋敷の桜田邸・抱え屋敷の葛飾邸が大破するという打撃もあった。安政五年には備場が相州から兵庫に所替えになり、大坂御用達から一九〇〇貫目（三年で加嶋屋・鴻池調達、月別六朱利、調達翌年から一〇年賦）、一〇〇〇貫目（加嶋屋・鴻池調達の当用借、月別六朱利）の新借の約束をした。

文久二戊年には、「戊年十一月両殿様御滞京、江府御往返、御女儀方御下国為御入用銀三千貫目」を、大坂御用達中から新借し、さらに翌文久三亥年「当亥年五月御国・京都御一件臨時為御手当、両家江銀千式百貫目御当用借被仰出」と、一二〇〇貫目の当用銀借用を申し入れている。前者は航海遠略策の入説、参勤交代制緩和による婦人の帰国、後者は攘夷決行、八月十八日の政変を指す。文久三

年十二月の大坂御用達中の請書では、二〇〇〇貫目の当用借（十二月調達、翌年十一月返済、月別六朱利）、一〇〇〇貫目（翌々年調達、満年より一〇年済、月別六朱利）となっている。元治元年以降は、慶応三年分まで記事がない。元治元年は、七月十九日禁門の変、八月五日四国連合艦隊下関砲撃、十一月萩藩の恭順表明、十二月内戦と激動の年になった。江戸藩邸・大坂蔵屋敷ともに没収となり、大坂との関係が途絶したために「長州諸用帳」に記載がないのである。

二 幕末期の和市変動と札銀の増刷

藩財政に甚大な影響を与えたものの一つに、和市変動がある。近世中期の貨幣改鑄・藩札再発行にともなう激甚な和市変動と藩財政の関係については、前稿で検討した¹⁹⁾。その時期以上の和市変動が起ったのが、幕末期である。まず藩札から見ていこう。

表（6）は、天保十年（一八三九）時点での藩札出高表²⁰⁾である。天保七年までの三万八〇四八貫目余の内六〇〇〇貫目余は、損札として焼き捨てられ、残札は三万二〇〇〇貫目弱である。文政十二年・天保元年・天保二年の三年間は、約一万五〇〇〇貫目の大増刷を行い、増刷は主として領内産物買占めに充てられた。いわゆる産物会所一件であり、富大市・小富・萩相場所とともに、天保大一揆の原

表（6） 萩藩札出高表（天保10亥年）

項目	札銀(貫目)	備考
安永5申年勘文方より札座江渡方之分	3313.9329	重就代3313貫目
寛政4子年新札調被仰付候分	314.7840	
寛政6寅年同断	300.0000	
寛政8辰年同断	500.0000	
寛政11未年同断	500.0000	
文化元子年同断	500.0000	
文化5辰年同断	1100.0000	齐房代3214貫目増
文化10酉年同断	1220.0000	
文化11戌年同断	2500.0000	
文政3辰年同断	3000.0000	
文政6未年同断	3000.0000	
文政7申年同断	3500.0000	
文政8酉年同断	1600.0000	
文政9戌年同断	100.0000	
文政11子年同断	100.0000	ここまで14520貫目増、小計21548貫目
文政12丑年同断	5750.0000	
天保1寅年同断	5500.0000	
天保2卯年同断	3700.0000	文政12～天保2で15000貫目弱増
天保4巳年同断	100.0000	
天保5午年同断	300.0000	
天保6未年同断	150.0000	
天保7申年同断	1000.0000	
以上	38048.7169	
内		
文化11戌年薄口損札焼捨被仰付分	-9.1809	
天保4巳年同断	-814.9259	
天保5午年同断	-4826.9264	
以上焼捨被仰付分	-5651.0332	
天保改之節引替ニ不差出分於于下流失焼失ニ相当ル分	-436.4819	
差引残	31961.2018	
内		
置居御預りとして天保6未年より拾ヶ年之間付込ニ被仰付分	-2020.0000	
同年より壹ヶ年立御預りとして差出せ金子を以御返済相成候分当亥年迄右之辻同断尤追々焼捨被仰付分	-5353.5000	(年々1000貫目くらい返済力)
猶差引残(但此辻通用銀之分)	24587.7018	

出典：益田家文書6-35「鈔銀出高」（天保10年）。

因となった失政である。この四つは停止され、翌天保三年の減収高²¹⁾は、①江戸方請銀八七〇貫目余のうち、「当時札位下落二付、五割之歩劣りニして」二九〇貫目余、②地方請銀八〇六貫目余のうち、「同断ニして」二六八貫目余、③「両関御米入札御徳用銀」二〇〇貫目、④「於諸所小富入札御徳用銀」三〇〇貫目、⑤「相場所御徳用銀」一五〇貫目、⑥「櫛板場御徳用銀」五〇貫目、以上一二五八・八貫目である。⑦「外ニ」として、「産物御買取代として、逐々御内用

方江御渡銀高壹万六千貫目へ当り、凡三割半之間欠ニして「五六〇〇貫目もある。

①②と⑦は、札銀大量発行に関するものであり、札銀が「五割之歩劣り」（歩差し五歩ともいう）、つまり札銀価値が三分の二となったことが重要である。歩差し五歩では、正銀一〇〇〇匁を得るためには、札銀一五〇匁を必要とする。近世後期で最大の歩差しである。⑦は、内用方を通じて豪農商に藩札を貸与し、領内産物を買ひ占めさせたものの未収銀である。札位回復のために、天保四年に改印、天保六年札銀二〇二〇貫目を一〇年間「符込」とし、また同年から毎年一〇〇〇貫目の正銀を大坂から取り下して札銀五三三三貫目余を取り込んだ。こうして天保十年時点で二万四五八七貫目の残札となった。つぎに札銀残高がわかるのは、村田清風による天保十三年「公内借捌草案」のうち「御借銀捌大野取」である。²²⁾ つぎのように入。一当寅年より来亥歳迄拾ヶ年に、御借銀高六万貳千七百六拾三貫目余之利且納皆済、残而札銀出高凡二万三千貫目余相残り候事

一 於地方符込札銀凡七千貫目之内三千三百七拾八貫目被差出、
地町御預り銀・熊谷累利・国光御借上銀六千貳百六貫目余之
所江、六朱利引ニして御納入有之候へ者、貳千八百貳拾八貫
目余之御徳用ニ相成候

一出札寅卯辰三ヶ年三千貫御取入、焼捨之御仕法ニ僉儀仕候事
一 御符込札銀七千貫目之内、凡三千貫目余も御遣払被仰付候

ハ、札銀歩差江拘り可申哉と相見候処、此節二而ハ芸石辺二而も萩札相用ひ、諸郡ニは札銀至而少く、諸上納銀も大概於萩心遣仕候様相聞、其費有之間敷哉、且又於大黒や札銀焼捨之御仕法も被相行候ハ、強而之御手もつれニも相成間敷哉与僉儀仕候事

天保十年時点で二万四五八七貫目だった出札は、三年後には二万三〇〇〇貫目となっていた。差額の一五八七貫目は、また取り込まれたものとみられる。二万三〇〇〇貫目の出札は、領民への借銀と考えられていたことが、一廉目から読み取れる。一方で、符込札銀七三三三貫目の内三三七八貫目を「符放」ちにして、町村「御預り銀」・「熊谷累利」・「国光御借上銀」のところへ入れる予定であった。熊谷・国光は、萩の御用達町人であり、「大黒や」も萩の両替商である。「符放」ちにしても、三年間で取り込む計画を立て、また隣国・領内での萩札の流通状況を見れば、「札銀歩差」しに拘らないとしている。つぎに萩札の出高がわかるのは、二二年後元治元年（一八六四）のつぎの史料である。²³⁾

覚

一 札銀三万八百四拾貳貫八百七拾八匁
壹匁已下分札
一同千百拾八貫三百貳拾三匁八分

但、貳廉天保度迄追々摺調相成候分

一同壹万貫目

但、去ル巳ノ年より当節迄摺調相成候分

ノ四万九千九百六拾壹貫貳百壹匁八分

七拾五匁和申金ニして

以上五拾五万九千三百六拾貳兩余

最初の二廉の合計三万一九六一・二〇一八貫目は、前掲表(6)

の天保十年残札に寸分違わず一致する。三廉目の一万貫目は、安政

四巳年から元治元子年までに増刷されたもので、以上三廉合計四万

一九六一・二〇一八貫目である。これは、金一兩 \parallel 藩札七五匁の和

市にして、五五万九三六二兩余に当たる。同じ元治元年の史料は、

つぎのようである。

覚

□新札□□五千貳百四拾四貫九百九拾七匁九分

□安政五午ノ冬より当子ノ□□月迄仕調辻

一同六千五百四拾貫目

右当子ノ六月御伺之分壹万貫目之内、当六月以来当節迄兩度之

成就辻

一同三千四百六拾貫目

右御伺濟壹万貫目之内

合貳万五千貳百四拾四貫九百九拾七匁九分

右初年より御伺惣高

(中略)

札銀差引

一銀貳万六千四百八拾壹貫目

内

三千百六拾九貫七百五拾八匁七分

但、去ル午年已後焼捨相成候分

□り

□万三□□□□壹貫貳百目 (二万三三二一貫二〇〇匁)

□□万□□□□□□□□貫九百□□七匁九分 (二万五二四四貫九

七匁九分)

但、□午年已後□□之分

□□

□万八千五百五拾六貫百九拾目余 (四万八五五六貫一九〇匁)

代り金

六拾四万七千四百拾五兩

「覚」一廉目の新札一万五二四四・九九七九貫目は、安政五年か

ら元治元年の当節までに増刷されたものである。二・三廉目は、当

年六月藩主に何済みの一万貫目で、三分の二近く出来ている。三廉

目の残る三分の一も合わせると、合計二万五二四四・九九七九貫目

の新札となる。文政十二年から天保二年の一万五〇〇〇貫目大増刷

の後、安政五年から元治元年までの七年間に二万五〇〇〇貫目に及

ぶ大増刷が行われた事実は重要である。この時期に経済政策の転換

が行われたものとみられる。背景にあるのは、もちろんペリー来航

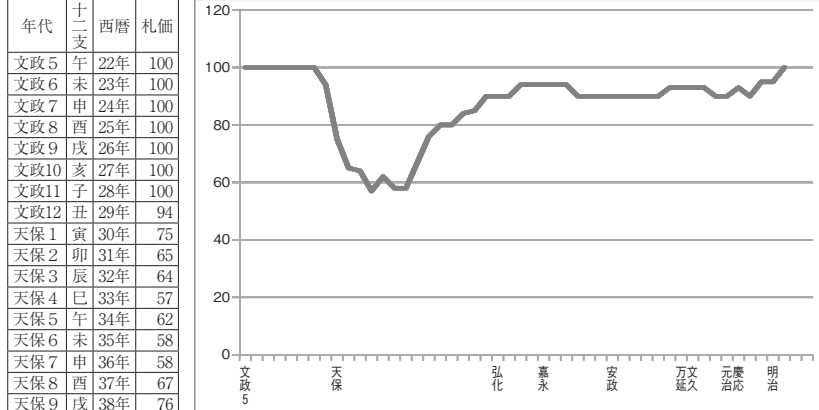
以来の内憂外患の政治情勢である。

「札銀差引」一廉目の二万六四八一貫目は、新札以前の流通藩札である。天保十三年時点の出札二万三〇〇貫目と比較して、大きな変化はない。新札発行にあわせて旧札のうち三一六九貫目余を取り込み、焼き捨てにした。歩差し対策として実行したのと思われる。旧札の残り二万三三一

一・二貫目と二廉目の新札二万五二四四・九九七九貫目の合計は、四万八五五六・一九貫目となり、金一兩＝藩札七五匁の和市にして、六四万七四一五兩である。これが、元治元年時点での萩藩札の出高である。

明治二年（一八六九）の山口藩の藩札出高は、一四八万兩（一兩＝一匁）と、元治出札の二・二倍以上となるが、それまでの経過はいまのところ明らかにしない。
つぎに気になるのは、藩札を大增刷したことによる

表（7）萩札相場表（正銀100に対する札価指数）



歩差しの行方である。文政十二年～天保二年の大增刷は、「五割之歩劣り」（五歩差し、すなわち三分の二への減価）を引き起した。岩橋勝の研究によれば、柳井小田家（岩国藩領）「棚卸帳」による萩札相場は、表（7）のようである。

天保二・三年の正銀一〇〇に対する萩藩札の指数は、六五、六四となっており、前述の歩差し五歩（六六・六）に極めて近い。天保四年の五七を底に、天保財政改革期を経て九〇にまで持ち直す。前述した年一〇〇貫目の正銀投入・札銀取り入れが効いたことと、天保八年発行の天保丁銀・豆板銀の品位が悪かったこと、などが影響したものとみられる。もちろん前稿で指摘したごとく、貨幣を必要とする流通の深化のあったことも見逃せない。

新たな大增刷のあった安政五年～元治元年は、札価指数は九〇、九三と比較的安定した数値を示している。これを萩藩側の史料で

付表

年代	西暦	札価	金1兩 = 札銀何匁	金1兩 = 正銀何匁
文久1	61年	93	85.3	75
文久2	62年	93	85.3	75
文久3	63年	90		75
元治1	64年	90		75
慶応1	65年	93		75
慶応2	66年	90		64
慶応3	67年	95	85.3	75
明治1	68年	95		64
明治2	69年	100		80
明治3	70年			
明治4	71年			64

出典：岩橋勝『近世物価史の研究』。
付表出典：県庁旧藩647「諸仕組銀請払并貸捌帳」。

補つてみる。文久元年（一八六一）には、金一兩 \parallel 正銀六四匁、金一兩 \parallel 萩札七五匁、つまり正銀を一〇〇とすれば藩札八五・三である。文久二年も同じ和市である。元治元年・慶応元年は、金一兩 \parallel 萩札七五匁である。なお元治元年には、三歩差し、つまり七六・九を示す史料もある。慶応二年は金一兩 \parallel 正銀六四匁である。慶応三年は、金一兩 \parallel 正銀六四匁、萩札七五匁である。以上、この間は基調として指数八五・三のまま推移したことがわかる。和市の変化するのは、明治二年金一兩 \parallel 萩札八〇匁、明治四年金一兩 \parallel 萩札六四匁であり、また新たな条件が加わったことを想定させる。

大増刷をしたにもかかわらず、何故札価の暴落がなかったのだろうか。元治元年の史料に、次のような記述がある。²⁷⁾

御蔵金銀野取

一金拾万三百八拾兩

内

五万千五百式拾六兩余

但、山口御銀子方・当時受銀方其外江、新札遣払代り江対シ

御引除相成分

壹万七千七百九拾五兩

但、古金之分引之

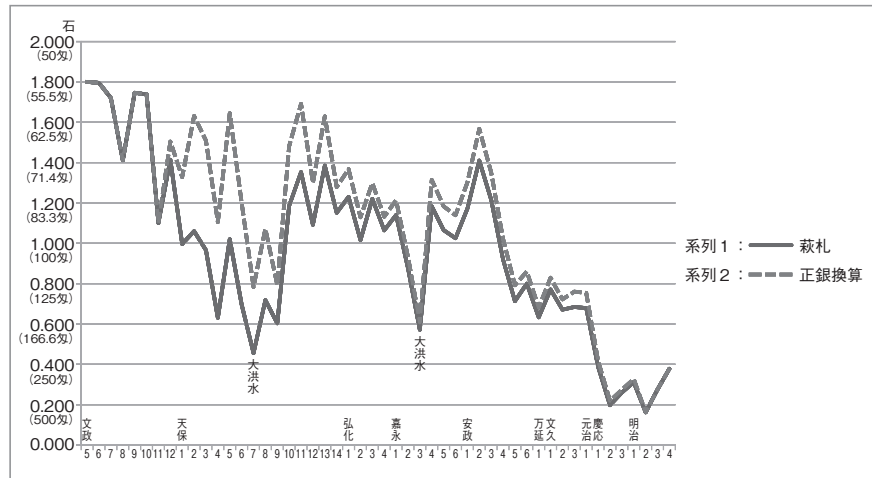
残り三万千五拾九兩

つまり新札を発行する代りに、兌換用に金を五万一千二百六兩確保しているのである。これを「後口金」という。かつて享保札が二〇

分の一・三〇分の一に暴落したのは、享保十七年の虫枯ほかで「後口米」が確保できなかったこと、天保期の萩札価の低下したのは、「後口銀」が確保できなかったことに一因がある。これらの経験を活かして、「後口金」を確保したのであろう。また、貿易によって金銀が海外へ流出し、とりわけ銀経済圏の西国では正銀が欠乏して、正銀の名目化が激しく進行した事情も少なからずあった。萩藩領でも正銀が欠乏しており、金による取引が増加している。藩札の流通が、比較的円滑に行われた背景である。安政六年発行の丁銀・豆板銀（純分率一三％で天保丁銀・豆板銀のその半分）と、同年発行の安政三分通用洋銀（純分率八七％）の対比も興味深い。

つぎに領内米価の変遷をみよう。前に掲げた表（一）に「御買米直段」（知行米の銀替え計算ほかの必要から藩が定めた公定米価で、領内米価に近い）が示してある。²⁸⁾これは南石（南前、つまり瀬戸内側に津出しされる米である）一石の札銀表示値段であり、銀一〇〇匁に何石替えと記載のあるものを、米一石に銀何匁に換算したものである。この「御買米直段」の文政五年～明治四年の間の五〇年間を、もともとの表示である銀一〇〇匁に付米何石替えで示したのが、表（八）である。これは、近世人が見ていた見方にかえてみるということであり、また米を指標にして札銀価値の変遷を見ることでもある。和市変動の激しかった幕末・維新时期を分析するのに、有効な方法であると考えられる。もちろん上下を逆にすれば、米一石 \parallel 銀何匁の変遷も読める。系列1は札銀、系列2は、表（七）の指数

表(8) 文政5年～明治4年の米価変動(銀100匁二付何石替え)



期である。前述した文政十二年～天保二年の一五〇〇〇貫目に及ぶ藩札の大増刷によって、藩札の減価(三分の二へ)が生じた。この時期の領内高米価の原因は、飢饉もさることながら、藩札の減価

を用いて正銀に補正したものである。

文政期に一石八斗替え(一石〇五・五匁)くらいであった領内米価は、天保期に入って一石〇四斗五升五合替え(一石〇一〇〇・二二〇匁)に急騰する。頂点をなすのは天保七年で、この年領内は未曾有の大洪水に襲われた。天保前半期は、全国的飢饉の時期にあたる。系列1と系列2の幅がもつとも大きいのも、この時

によるところが大きい。札銀の取り込みによって、天保十四年には指数九〇まで札価が回復するが、経済政策の上で大きな教訓を残した。本勘(一般会計)の予算大綱は、文政四年の大綱以来、ずっと二石替え(一石〇五〇匁)であった。旅役勘渡(出張旅費の支給)も二石替えであったところ、弘化三年(一八四六)には一石八斗替えに変更している。現実には各年の請払で遣り繰りをしたが、予算大綱の孕む矛盾は拡大していった。

嘉永三年(一八五〇)の高騰は、天保七年と並ぶ未曾有の大洪水が原因である。翌年には、前述したように予算大綱の改正を行った。弘化三年～嘉永三年に九四であった札価指数は、嘉永四年～安政五年は九〇に落ちている。「後口米」・「後口銀」の確保が不十分で、札銀の取り込みができなかったのではないだろうか。前述したように、天保十三年時点の出札二万三〇〇〇貫目から安政五年出札二万六四八一貫目と、むしろ出札が増えている。「符込」札銀を再投入していたものと思われ、藩札の減価をみて安政五年～元治元年に三一六九貫目を「焼捨」にした。

つぎに注目すべきは、安政五年～元治元年である。領内米価は、八斗替えから六斗三升三合替え(一石〇一二五〇一五八匁)と、また一段階を画す高騰を示している。この間は、前述したように藩札二万五〇〇〇貫目を大増刷した時期にあたる。まずは増刷の影響が出たものと考えられる。札価指数は、安政五年九〇、同六年～文久二年九三(萩藩側史料では文久元・二年八五・三三)、文久三年～元

治元年九〇を示している。大增刷のわりには、天保期のような藩札の大幅な減価がない。一方で安政六年発行の安政丁銀・豆板銀（純分率一三%の粗悪なもの）の影響、同年発行の安政三分通用洋銀（純分率八七%）と貿易による金・銀の海外流出の影響がある。これらはとりわけ正銀の不融通につながった影響であり、正銀の名目化が激しく進行した。この頃から藩財政の請払は、金が主流になっていく。この間は、札価だけが減価したための高騰というよりも、正銀の悪化・減少によって貨幣価値総体が減価したためにおこった高騰もあると思える。慶応元年～明治四年の米価は、三斗八升七合～一斗六升二合替え（一石＝二五八匁～六一七匁）と、もはや狂乱状態である。明治二年一兩＝札銀八〇匁、同四年一兩＝札銀六四匁の和市は、また新たな条件が加わったものと予想される。

文政五年～明治四年の五〇年間の米価を示した表（8）は、米を指標にして札銀の価値の変遷をみたものでもあった。巨視的にみれば、一石八斗替えで始まり、二斗替えで終わった。米を指標にしてみるかぎり、札銀そして正銀も、五〇年で九分の一に減価したと言えるのである。この事実は、幕末・維新期の経済・財政を見るに当たって、肝に銘ずべきことであると考える。

三 文久～慶応期の藩財政

文久～慶応期の藩財政をみるにあたって、まず松原家文書を分析してみよう。松原家は山代三老の家筋で、三老廃止後萩に出て活躍

することになる。松原与右衛門の代には、とくに元治元年・慶応元年（一八六四・六五）の藩財政史料を残している。文久二年～慶応元年の四年間は、つぎのような役職を勤めていた。²⁹

四ヶ年

但、文久式戌年より御所帯方筆者役月括り方・笠戸山方役・御蔵許役所本締役・御返済方本締役所勤被仰付、御蔵許証人役之御用取計被仰付候事

つまり当職座の所帯方筆者・蔵元元締役・借銀返済方元締役といった、藩財政を切り盛りする役を勤めていたわけであり、ために前掲の札銀増刷の史料やこれから検討する史料を残したのである。まず元治元年十一月二十六日の覚である。³⁰

覚

一米式万石

但、大坂御運送米代り之内一ツ書之辻、大坂近相場を以、代金先納ニして売捌可被仰付分

内

壺万千三百拾石

但、是迄売払相成候分

此代受備辻

金貳万四千八百七拾貳兩貳朱

札銀百六拾七貫五拾三匁八分貳厘七毛

錢三拾貳文

七拾五匁替銀単ニして

(金一兩〓札銀七五匁)

式千三拾貳貫四百六拾三匁五分五厘七毛(二石〓札銀一七九七匁)

銀百目ニ付

札銀単ニして

五斗五升六合四勺余替ニ当ル (〇・五五六四石替え)

六千八百五拾五貫四百六拾目余

以上

銀百目ニ付

八千六百九拾石

押し五斗九升壹合六勺(米一石〓札銀一六九匁、〇・五九一六替)

但、残り米之分、此往追々年内売払之積り

よつて大坂蔵屋敷が没収されたために、中途の勘定になつてゐる。

此代引当テ

金壹万九千三百兩

(一石〓金二・二二兩)

但、札銀百目ニ付六斗積り

(一石〓札銀一六六・六六匁)

(中略)

新古米

合四万五百六拾石四斗八升八合四勺六才

〇〇〇石で、「鹿嶋正右衛門瀬戸内売」、米二石〓金二・四五兩、③古米二七一五石余、上関「御手置米御売捌之分」、④古米三三〇石「都濃郡残米津端売」、④米一万六二〇〇石「御用達中瀬戸内売」、米一

右江対シ

金八万七千八百九拾八兩貳分三朱

石〓金二・二五兩、⑤米三三五石「大坂丹波屋」、となつてゐる。

正銀貳拾貫目

①〓⑤の新古米合計が四万〇五六〇石余である。代銀は、金・正銀・

札銀百六拾七貫六拾六匁七分八厘八毛

札銀・錢・鉛で計上してあり、札銀単にして六八五五貫四六〇匁で

錢三拾貳文

ある。和市は、金一兩〓札銀七五匁、「正銀ハ三步」とあるので正

鉛壹万九千斤

銀一〇〇匁〓札銀一三〇匁(札銀指数で七六・九、金一兩〓正銀五

(中略)

七・六九匁)となる。札銀で押すと〇・五九一六石替え、すなわち

右当十月已来御米売捌差引、当節迄任詰前書之通相成居候事

米一石〓札銀一六九匁である。ちなみに元治元年の「御買米直段」

子十一月廿六日改辻

(領内相場)は、〇・六七九石替え(米一石〓札銀一四七匁)である。

(金一兩〓札銀七五匁)

大坂市場との関係が途絶する中で、領内御用達による「瀬戸内売」が活発に行われている。右の史料でもわかるように、金と札銀の勘定が主流であり、正銀は少額である。

表(9)は、元治元年の請払である。この年も前述の嘉永四年改正予算大綱を前提にしているが、請払はそれとは隔たりがある。前掲表(5)の「嘉永四年改正御所務米銀請払差引」と大きく違うのは、①「御家來中并寺社家其外浮米御配之分」(米一〇万石余・銀一七一貫目)が請払から省かれている点、②借銀返済方(特別会計)が入り込んできており、家中一八石懸かり(一七石懸かりに修正された)・地下石別四升の馳走米と撫育方馳走米、それに借銀返済が記載されている点、③江戸方請(米五九三三石・銀一七九四貫目)が参観途絶と「上々様方」在国によって減少している(米二〇〇六石・銀九三八・三貫目)点、④それと裏腹に「小物成与相唱地方請」(国元予算一二七〇貫目)が、「御本勘小物成払引当之分」米九〇五一・銀一二二七・八貫目に増加している点、などである。

請の米一四万三四三九石(米一石〓札銀一二

表(9) 元治元年請払

項目	米(石)	銀(貫目)	金(両)	備考
御本勘一紙請辻	32559	1323.600		
先年御家來借一件二付37ヶ年之間御手元銀被差下分				銀何貫目。
公武之間御周旋御入用去々戌年より10ヶ年之間同断			10000	
引米減少借所務受之分	14000	2.100		
入石3ヶ1・2方共受之	2862			
御貸銀利且納之分				銀何貫目
御惱借貸利受之分		60.000		
根御運送江当ル分郡配当より受方	649			
御昏御売払代之分		3630.900		
御家來中100石ニ付18石掛出米之分	59985			銀何貫目
入石3ヶ1・2方江当ル御馳走	682			
御撫育方御馳走立出之分	6376	0.400		
地下石別4升之御馳走受之分	26206	9.400		
病者・幼少倍役出米	120			
石州堀藤十郎より当暮出銀之分			2000	
諸御殿御用米1816石を2石替之代銀戻り		92.300		
山代掛り銀仕組銀を以定和市2石替ニして代銀立戻し		62.500		
合	143439	5544.900	12000	
同米銀単ニして		23667.500		米1石=120匁、金1両=75匁
払				
上々様方御仕渡之分	2006	849.800		
上々様方御配当御不足之節御臨時引当		88.500		
御撫育方御馳走米銀之分	6376	0.400		
御本勘小物成払引当之分	9051	1227.800		
御返済方定払之分		117.000		
諸御臨時引当		1000.000		
諸役人御心付		814.700		
諸郡より上納物々代米銀秋銀立用	60	49.600		
検見落米・破損船捨り米引当	4000			
萩・山口小々作事入目引当		300.000		
山口諸御臨時引当		520.000		
御末家様方他より御使者入目引当		120.000		
山口御蔵元御普請入目引当		600.000		
同断諸役所引越入目引当		150.000		
公卿方入目引当	200	727.000		
3ツ儀江当ル入足米・2升米、赤間閩他御売米之運賃共	2213			
自他御用達中江合力米他	1000			
勘文方其外御預り古借元居利払熊谷累利擲江当ル上納等	4090	290.800	2131	
大坂家質借元居利三谷借利銀他	250	24.500	960	
大坂并石州借年賦利且納三谷借同断共		1298.100	1307	
大坂当用借利銀之分		479.500		
諸郡御昏仕入米銀之分	15917	638.100		
御家來中100石以下面々御貸米捨被下分引当	525			

○匁）・札銀五五四四・九貫目・金一万二〇〇
 ○兩(金一兩〓札銀七五匁)を、銀単(ぎんひとえ、つまり札銀)に換算すると二万三六五七・五貫目になる。計算は正確である。元治元年分の米価を見ると、大坂での中国米(長州米)相場は石別正銀一四四・九匁(一五〇・六匁)③内の「御買米直段」は札銀一四七・三匁であるから、この請払での石別札銀一二〇匁は低めの和市設定である。逆に「御昏御売払代之分」三六三〇貫目は、万延元年の一九〇六貫目に比してあまりに過大な見積りであり、元治元年分の大坂運送紙が大坂蔵屋敷没収の影響を受けるはずであることを合わせ考えると、結果に疑問が残る。

私の方で目立つのは、前年文久三年四月の山口移鎮、同五月からの攘夷戦にともなう費用である。前者では山口御蔵元普請入目・諸役所引越入目あわせて七五〇貫目、山口「新御屋形御作事入目引当」二〇〇〇貫目など、後者では「公卿方入目引当」(七卿落公家の長州滞在費)米二〇〇石・銀七二七貫目、「赤間関御警衛所入目引当」米二五〇〇石・銀二〇〇〇貫目、「海

明倫館御仕渡之分	3000		
旅役勘渡銀引当		816.000	
山口御用宿家賃引当		43.500	
御米瀬戸内売上乘雑用引当		15.000	
赤間関御警衛所入目引当	2500	2000.000	
地下御馳走之内5合引除ニして普請否起入目引当	3400		
同断臨時引当	418	21.300	
郡方御仕渡米之分	2248		
山代・奥阿武郡仕組米之分	322		
山代利償米并鹿野仕組他御足利等	214		
山代・奥阿武郡他農兵入目引当	1000		
山代新御囲米	1000		
山代掛り銀仕組銀を以2石替払之分	1250		
海軍局入目并4艘之船常用共	620	592.000	
諸処探索入目		75.000	
諸関門諸番所入目	650	81.200	
小郡製造局入目	25	380.000	
新御屋形御作事入目引当		2000.000	
諸隊入目引当	2000	1500.000	
御台所御賄米銀引当	2200	240.000	
御厩方渡方之分		300.000	
諸器械他仕調入目引当		1000.000	
仲取方払引当		200.000	
小物成借8ヶ1借并足輕以下御貸銀共引当		300.000	
諸郡宿仕組引当		1000.000	
御国境宰判兵糧米引当	5000		
合	71515	19859.800	4398
米金銀、銀単にして		28775.000	
差引不足		5117.500	家中17石掛ニして5536.3貫目不足。
本書不足銀江対シ			
新御屋形作事入目半減、山口御蔵元普請・諸役所萩より引越入目・江戸大坂石州借等の利且納、孰茂払延引之積にして		3752.300	
去亥年分漉立替之内当節売払代銀并去年分御売延米代、当年中相備り之分		974.000	
合		4726.300	
内			
石州堀藤十郎より当暮出銀之分御借入当暮出銀受ニ有之分引之		150.000	
残り		4576.300	
当暮不足銀差引弥不足		541.200	
御馳走17石掛りにして弥不足		960.000	
外ニ			
大坂御用達中より当用借、当暮御返済可相成分借居之御積		4700.000	□□之御積りより差除候事
同断		2000.000	御用達中よりも同員数出銀御約定之分有之ニ付差除候事
江戸三谷借、当暮御返済可相成分、当形勢ニ付取引難相成差除候事			20000 75匁替で1500貫目。3廉小計8200貫目。

出典：松原家文書「子年手控」(元治元年)。

軍局入目并四艘之船常用共」(丙辰丸・庚申丸・壬戌丸・癸亥丸の四艘)米六二〇石・銀五九二貫目、「諸隊入目引当」米二〇〇〇石・銀一五〇〇貫目、「諸器械他仕調入目引当」(大砲・銃)一〇〇〇貫目、「諸郡宿仕組引当」(交通量激増によるもの)一〇〇〇貫目、「御国境宰判兵糧米引当」米五〇〇〇石などが目立つ。当年元治元年禁門の変とその後政治情勢が反映しているのは、言うまでもない。私の合計は、銀単にして二万八七七五貫目であり、請との差し引きをすると、五一一七・五貫目の不足となる(家中馳走米を一八石懸かりから一七石懸かりに修正すると、不足額は五五三六・三貫目となる)。

右の不足銀は、「新御屋形作事入目」半減(一〇〇〇貫目)、山口御藏元普請・諸役所引越入目(七五〇貫目)の支払い延引、「江戸大坂石州借」(利且納)(約二〇〇〇貫目)の支払い延引、文久三年分紙・米の売却代銀、笹ヶ谷銅山の銅山師・豪農堀藤十郎から当暮出銀一五〇貫目に対応し、家中馳走米一七石懸かりでの減収四一八・八貫目を加えると九六〇貫目の不足銀となる。このほかに大坂御用達当用借返済と江戸御用達三谷借返済を、「当形勢二付取引難相成」(大坂蔵屋敷・江戸藩邸没収など)と、政情変化を理由に小計八二〇〇貫目もの返済を凍結する予定にしている。その代り大坂・江戸からの融資も得られなくなるわけで、「長州諸用帳」の元治元年(慶応三年)の記述がないことに対応している。これ以降は、前述した札銀の増刷と米価の高騰、領内での資金調達にますます頼らざるを

えなくなるであろう。

なお、同史料によれば、元治元年春の時点の領外借元銀は、つぎのようである。

子ノ春元江戸・大坂・石州御借入高

一 銀壹万六千七百六拾四貫八百拾八匁式分壹厘七毛

一金貳万九千六百八拾兩

銀二して

□□三百七拾四貫四百目

但、和市兩二付八拾目替二して

記載の一兩〓八〇匁和市にすると、二廉目は二三七四・四貫目となり、一廉目と合わせて一万九一三九貫目二一八匁余となる。前掲表(2)弘化四年の領外借の合計は一万〇四九六貫目余であるから、この間一七年で八六四三貫目余の増に止まっている。

つぎに幕末期における撫育方・諸役所修補銀といった特別会計の動向をみてみよう。まず三坂圭治は、慶応元年からの軍艦・鉄砲の購入資金は、ほとんど撫育方資金の投入によってなされたとし、撫育制度礼賛の根拠とした²⁾。これは事実であろうか。一方で文久二年(慶応元年)の士民の献金を記した史料³⁾によると、文久二年(慶応元年)暮の金方の献金額は、つぎのようである。

金方引合

金貳万八千七百六拾五円五十銭

銀九拾貫目三拾壹匁

本冊ハ文久二年以来慶応元暮迄、萩政府之記を抜取もの也、云々相当の金額が士民から献金されたことがわかる。また、慶応二年の史料はつぎのようである。

御当用

十一月九日

一金貳千五百兩

(朱書)「軍艦献納銀 御宝蔵入」

十二月九日

一金貳千五百兩

慶応二年のこの帳によれば、宝蔵には一番から五七番までの銀箱があつたこと、「御当用」金銀のほかに、朱書で「軍艦献納銀 御宝蔵入」と注記のある献金のあつたことがわかる。軍艦献納宝蔵入と注記のあるものを集計すると、金だけで九万三〇〇〇兩もある。撫育方資金のみで戦費が賅われたとする旧説は、早計であろう。

文久元年から明治四年までの「諸仕組銀請払并貸捌帳」をみると、「請之座」「払之座」「御貸銀之座」「両替請之座」「両替払之座」に分けて記載されており、この特別会計が、さながら金融機関の躰をなしていたことを窺わせる。「諸仕組銀」とは、撫育方の資金を中心に諸仕組に活用するために再編された特別会計と理解する。

最初の「請之座」万延二年(文久元年)三月の記事に、金一万九四〇二兩(内一万八〇五五兩は貸付辻、残りは御蔵現金銀)・銀三七六貫目(内三五四貫目は貸付辻、残りは御蔵現金銀)を掲げ、「右

御仕法銀万延元申十二月御勘定仕詰辻、前書之通此度諸仕組銀江受方被仰付候事」と説明している。文久元年に一つの区切り目があつた。「赤間関御貸銀方仕組元銀并同所利・蔵敷銀」八五〇五兩(内御貸付辻七四二五兩、残りは御蔵現金銀)の説明にも、「関越荷銀納入仕組元銀、万延元申ノ十二月御勘定仕詰」とある。天保改革期に幕府からの統制で、下関越荷方の事業を押しえられた萩藩であるが、この頃はまたその事業を大きく展開しようとしているようにみえる。

同史料「御貸銀之座」は、文久元酉年より始まつており、つぎのような記述がある。

西四月七日

一金四百六拾兩定

但、利足加詰四朱付、当酉年より丑年迄往キ五ヶ年元居同暮元金返納、利銀暮々上納、尤利足半銀之儀者、和市六拾四匁替ニして上納被仰付候事

此質物前大津瀬戸崎浦酒場岩見屋小左衛門名前之壁書四通二而直積銀五拾八貫目之分

前大津瀬戸崎浦酒場

吉津屋次兵衛

右歎出之趣有之、御貸下ヶ被仰付候条、前書之質物証文共取置可有御貸渡候事

これは、再編された「諸仕組銀」の運用の具体例の一つであり、

瀬戸崎浦の豪商吉津屋に金四六〇両を貸し付けている。利率は年四%で、五年間元居（がんずえ、元金部分の返済は五年猶予、満年暮返済）、利銀のみ暮々返済である。「半銀」（端銀の意ではしたがねの部分）の和市は金一両〓正銀六四匁である。ここで重要なのは、貸付先が藩の御用達・酒場経営者（豪農商が多い）・塩浜経営者などの豪農商であること、質物（ここでは酒造株、ほかに米切手、古金、町屋敷・開作地・塩浜の売券などがある）を取っていることなどであり、確実に儲かる融資をしていることである。

慶応元年六月の例では、萩浜崎の豪商須子莊五郎へ札銀一〇〇貫目を融資するのに、酒場壁書三通を質に取り、かつ「返納不埒二而前書之質物売捌、若及不足候節ハ、於御本勘御借上ケ銀百五拾貫目之辻下ケ渡被仰付候節差引皆済可被仰付候事」という。返納がうまくいかない時に質物を売り払い、それでも足りないときは、藩が須子から借りている一五〇貫目の返済の時に差し引きして皆済させるというのである。借銀をしている相手の豪商に増刷した藩札を融資し、利子を取ってなお藩に有利になるように稼がせているということになる。相互依存関係を越えて、豪商を徹底的に利用しているといえよう。天保改革時の公内借捌きも、想起される。融資をして焦げ付いた事例が、慶応二年四月の記事である。

右先年赤間関御貸銀方御仕入銀貸附之内、御返納難渋二而流質二相成候節、田村金右衛門御貸銀方頭取相勤居候旁、右流質米引受取捌被仰付候、（中略）然処近年諸向不埒有之家名難相立

次第二立至り、云々

赤間関御貸銀方（下関越荷方の後身）で融資した資金返納が滞り、流質米を貸銀方頭取の萩豪商田村金右衛門に捌かせたがうまく捌けず、銀一五〇貫五二八匁の藩への借銀が残った。これを田村の親類に返済させようというものである。質として塩浜・町屋敷の売券などを取っている。

元治元年七月の例は、室積御蔵会所への資金融通の例である。金五〇〇〇両を融資するにさいして、つぎのようである。

右室積御蔵会所御仕入銀当節不行届二付、諸仕組銀之内を以御仕送被仰付候条、彼役所之証文取置、検使上封付ニして締り好可有貸渡候事

室積御蔵会所（室積越荷方の後身）の仕入銀が不足し、「諸仕組銀」から融資をしている。これも一旦下火になっていた越荷方の事業を、再展開しようとしている事例である。

こうして「御貸銀之座」の記述の示す事實は、①文久元年にはそれまでの撫育銀・諸役所修補銀などを再編して「諸仕組銀」とし、諸役所の連携を密にして事業展開をはかっていること、②安政五年（元治元年）の札銀増刷に見られる経済政策の転換と軌を一にすること、③幕府の統制により一旦は下火になっていた越荷方事業を、大々的に再展開しようとしていること、④御用達・酒場・塩浜経営者などの豪農商から借銀をするのみならず、札銀や金を融資して藩のために稼がせていること、などである。

「両替請之座」の文久元酉年五月の記事を示すとつぎのようである。

西五月

一 正銀拾壹貫九拾六匁定

右前大津才判酒屋中御貸金之内、年賦返納差問之趣有之、金百七拾三兩壹歩式朱、和市兩二付六拾四匁替二して両替被仰付候代り銀トして受方被仰付候事

西五月

一金百兩定

右御開作銀之内札銀入用之趣有之、和市兩二付七拾五匁替二して、札銀七貫五百目之辻両替相成候代り金トして受方被仰付候事

前のほうは、前大津宰判酒屋中への融資にかかわるもので、金一七三・三七五兩と正銀一貫〇九六匁を両替した。金一兩〓正銀六四匁の和市である。後のほうは、開作資金に札銀七貫五〇〇匁を出して、金一〇〇兩を受け取った。金一兩〓札銀七五匁の和市である。正銀六四匁〓札銀七五匁の歩差しは一七%、正銀を一〇〇とした札価指数は八五・三である。文久〓慶応期は、この和市で推移している。慶応三年の記事にはつぎのようである。

卯四月

一 札銀三百貫目定

右軍艦代之内御本勘より札銀を以返納月括除キ仮受払之内、

金四千兩を以両替相成候代り銀トして受方被仰付候事

軍艦購入費用として本勘（一般会計）が、「諸仕組銀」（特別会計）から借り出した金四〇〇〇兩を、札銀三〇〇貫目で返したものである。和市は、金一兩〓札銀七五匁である。当然ながらこの金四〇〇〇兩は、「両替払之座」に払（出）として記載されている。この例は本勘との遣り取りであるが、修補銀との遣り取りもなされている。また、勘文方銀の貸付帳³⁶によれば、文久元年八月の記事につき次のようである。

伊崎都合役座

文久元酉八月

一金千兩

但、利足年五朱往キ三ヶ年元居、尤当八月元二して一ヶ年

仕詰之節利上納被仰付候事

右伊崎数年困窮相迫、商売元ト方仕候者無之、亡所離散之者も不少、年増及零落候付、此度於都合役座厚く全儀相成、葉煙草刻立売捌仕入銀御貸渡之儀申出相成、（中略）御返済銀方より借受相成候分を以仲取捌之筋二被仰付候、左候而右利金之儀ハ、上納辻丙辰丸運用一件銀江請加被仰付候、云々

伊崎振興のために、伊崎代官所から申請のあった一〇〇〇兩を、勘文方が借銀返済方（特別会計）から借り出し、利金は軍艦丙辰丸運用一件銀へ加えるという。諸役所間の連携を窺えよう。

以上からわかることは、本勘（一般会計）と特別会計（「諸仕組銀」・

諸役所修補銀・借銀返済方など)は、一応区別されてはいるものの、連携し一体的運営がなされ始めており、藩の財政機構は「諸仕組銀」を中心に金融機関(利殖機関)のごとき軀をなしていたこと、天保改革期には、幕府規制や「骨からみの病弊」「興利之説」と非難されて凍結されていた公借、歩差しを恐れて制限されていた札銀の増刷が、政治情勢に促進されて、安政五年(文久元年)にかけて一気に解き放たれたこと、などである。この時期に経済政策の転換がなされたことが、ほぼ明らかになったと思う。

おわりに

幕末期萩藩財政の直接の前提である天保財政改革では、家臣借銀の公内借捌きと所帯方借銀(≡藩借銀)の公内借捌きを行った。藩借銀とは、所帯方の借銀帳に記載されている借銀をいい、大坂・江戸・国元の御用達などからの内借のほかに、藩主とその係累や特別会計・諸役所などからの公借を大量に含んでいた。これらの公内借を利下げ・年延べ・帳消し・凍結・準凍結などをして「捌いた」のが、財政改革の核心である。これによって借銀額の減少、利且納の画期的減少を可能とし、家臣・百姓への馳走米の軽減を計り、海防政策の推進・明倫館の拡張を行った。撫育方や諸役所修補銀などの特別会計は、幕府の統制による越荷方事業の縮小、「骨からみの病弊」「興利之説」との批判をうけての公借の凍結ないし縮小、事業の縮小を余儀なくされた。藩札の増刷は三分の二への減価を引き起

したが、正銀を大坂から取り下して取り込みを計り小康を得た。また、天保七年の大洪水、嘉永三年の大洪水は、藩財政に大きな痛手を与え、後者は文政四年以来の予算大綱の改正(嘉永四年)を必要とした。

幕末の藩財政にとって重要なのは、和市変動である。まず藩札は、文政十二年(天保二年)の一万五〇〇〇貫目に及ぶ大増刷による減価があったので、しばらく増刷は控えられていた。それが安政五年(元治元年)の間に二万五〇〇〇貫目もの大増刷を行った。これによって米価は八斗替え(六斗三升替え(石別一二五(一五八匁)に高騰したが、思ったほど歩差しは出なかった。これは「後口金」の準備を行い以前の教訓を活かしたこと、幕府の悪鑄、金銀の海外への流出などによって、逆に藩札の流通が比較的安定するという条件があったこと、などによるものである。そして文政五年から明治四年まで五〇年間の米を指標にした札銀価(正銀も)の変遷は、巨視的にみれば、五〇年でじつに九分の一に減価したといえる。これは大量に借銀を抱えている藩にとっては僥倖であり、また米を持っていてる者が強いということを意味する。幕末・維新期のうわべの金額に驚いてはならない。ましてや元治(慶応三年)の戦争状態にあって、大坂・江戸御用達への返済は、政情を理由に凍結されたし、明治に入つての藩債の整理も和市変動を利用して藩に有利に働いた。

幕末期には撫育方・諸役所修補銀・借銀返済方などの特別会計は、「諸仕組銀」に見るように、本勘(一般会計)を含めて文久元年頃

から連携＝一体的運営がなされるようになる。一旦縮小されていた事業も解き放たれた。この政策転換と札銀の大増刷開始の時期とが重なる。大きな経済政策の転換が、この時期に行われたことはほぼ確かである。このようにして戦時経済への突入が準備された⁵⁷⁾。幕府統制の弛緩も、背景にあった。維新时期藩財政の解明は、現在進行中である。

註

(1) 後期の藩財政については、拙稿「萩藩後期の藩財政」(『山口大学文学会志』四九卷、一九九九年)、同「萩藩天保期の藩財政」(『同』五一卷、二〇〇一年)、同「萩藩後期の経済臣僚たち」(『瀬戸内海地域史研究』九輯、二〇〇二年)、同「萩藩天保期の借銀をめぐって」(『山口大学文学会志』五四卷、二〇〇四年)を参照。前期の藩財政については、拙稿「一七世紀前半の萩藩財政」(『山口大学文学会志』五八卷、二〇〇八年)、同「萩藩寛文期の藩財政―益田家文書を中心に―」(『科研費報告書』大規模武家文書群による中近世史料学の統合的研究)代表久留島典子、二〇〇八年)、同「承応―寛文期の萩藩財政」(『やまぐち学の構築』四号、二〇〇八年)、同「萩藩前期の山代紙」(『山口大学文学会志』五九卷、二〇〇九年)を参照。中期の藩財政については、拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」(『やまぐち学の構築』五号、二〇〇九年)、同「萩藩中期藩財政の研究」(『や

まぐち学の構築』六号、二〇一〇年)、同「萩藩中期の山代紙」(『山口大学文学会志』六〇卷、二〇一〇年)を参照。

(2) 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』(初版一九四四年)。本稿はマツノ書店一九七七年改訂版に拠った。

(3) 伊藤昭弘「藩財政再考―萩藩を事例に―」(『ヒストリア』二〇三号、二〇〇七年)。後期藩財政が豊かであることを強調すること、利権集団(藩)内部での利権の奪い合いを強調することは、論旨として、経済官僚が藩主・家臣・庶民を騙していたということになるのではないか。権力内部での権力闘争を重視する政治過程論に似ている。

(4) 『山口大学文学会志』六一巻参照。

(5) 益田家文書一九一九三「御借銀高付抜」。同五三―三二「御馳走押シ并御借銀高」。同五二―二四二「御借銀納込之覚」。毛利家文庫法令九二「御黒印御書附御張紙控」。同法令一六〇「御書附控」。同政理三二〇「財政史料」。同政理一六三「財政御仕組事材料抜写」。県庁旧藩八二二「宝永元年ヨリ御米御買直段」。

(6) 前掲拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」。

(7) 益田家文書八一七三「借銀御仕法二付内借御借銀帳」。

(8) 近世後期藩財政に関する前掲拙稿参照。

(9) 益田家文書「弘化四年借銀」。

(10) 文庫政理一四〇「流弊改正控」。

(11) 益田家文書五一―三三三「嘉永四年改御石高御配差引之覚」。

- (12) 益田家文書五一―三三三―二「御所務米銀請払差引」。
- (13) 山口県文書館寄託松原家文書「御本勘米銀払物付抜」(安政五年)。
- (14) 文庫政理一―三「御根積帳」(文政四年)。
- (15) 県庁旧藩八二六「製紙録」式ノ下。
- (16) 後期の山代紙については、前掲拙稿「萩藩後期の山代紙」参照。
- (17) 文庫政理一〇七「長州諸用帳」。以下大坂御用達からの借銀はこの帳による。
- (18) 文庫政理一六三「安政元年ヨリ財政御任組事材料抜書写」。
- (19) 前掲拙稿「萩藩中期藩財政の研究」。
- (20) 益田家文書六一―三五「鈔銀出高」(天保十年)。
- (21) 益田家文書五一―四九「天保三年減収高覚」。
- (22) 村田清風記念館所蔵村田清風関係文書一九九九。
- (23) 松原家文書「子年手控」。
- (24) 明治財政史編纂会編『明治財政史』三版(吉川弘文館、一九七二年)にあげる「明治二年旧藩札流通額概数表」。ただしこれらは、明治二年の藩札額を「旧藩札価格新貨比較表」によって新貨に換算したものである。正確さにやや疑問が残る。
- (25) 岩橋勝『近世物価史の研究』(大原新生社、一九八一年)。
- (26) 県庁旧藩六四七「諸仕組銀請払并貸捌帳」。表(7)の付表参照。
- (27) 松原家文書「子年手控」。
- (28) 県庁旧藩八一二「宝永元年ヨリ御米御買直段」。

- (29) 松原家文書「松原与右衛門自歴覚」。
- (30) 松原家文書「子年手控」。
- (31) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』(東京大学出版会、一九八九年)。
- (32) 県庁旧藩八二六「製紙録」の「損徳差引書」(万延元年九月)。
- (33) 文庫諸省二四五「文久以来士民ヨリ献金一件」。
- (34) 県庁旧藩六五四「御当用銀御蔵現金銀付取帳」(慶応二年)。
- (35) 県庁旧藩六四七「諸仕組銀請払并貸捌帳」。
- (36) 県庁旧藩六二七「勘文方銀御貸付帳」。
- (37) なお、撫育銀の性格をめぐって一言しておく、一七世紀後半の「仕置銀」は、前稿で指摘したように、軍役などに備えることを名目に蓄えられ、諸役所に預けられて有利な投資に優先的に投下され回収された。しかし江戸出費が高むにつれてそれに大量に流用され、帳簿上のみあって実質のないものとなった。宝暦改革の目玉として設定された撫育銀は、宝暦検地の増石と以後の増収を取り込んで成立したいわば藩主裁量経費であり、「公刃廉有大銀」(軍役・吉凶の大札)に備え、「国民撫育」のために設けるといふ触れ込みであった。しかし一方で藩主家の家産・私財とも考えられ、公私二重の性格を帯びていた。「上々様方」の使つて出来た借銀を、家臣・百姓からの馳走米でもって返済するのは「御不仁」にあたる、あるいは必要でない撫育方に何故馳走米を取るのか、といった批判があった。明治に

なつて残つた撫育銀一〇〇万両のうち七〇万両を、藩主の私財として皇室に献納したと主張しているのは、私財としての性格を言っているのである。時々の都合によつて、公的な性格を強調し、また私的な性格を強調するのは、論理矛盾である。非常時の財政において諸役所の連携を強化し、一般会計・特別会計を一体的に運用するのは、いわば常識である。幕末期の藩財政はそのような状態にあつたと思う。